

平成 22 年度庄内川水系土砂移動実態検討業務説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、庄内川流域における砂防設備の効果を評価・検証し、庄内川水系の土砂移動実態をふまえた砂防基本計画の検証を行うとともに、事業効果について必要となる検討及び資料作成を行うものである。

(2) 業務内容

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 現地調査 1 式
- ・ 庄内川砂防基本計画の検証 1 式
- ・ 事業効果の検討 1 式
- ・ 事業評価資料（案）の作成 1 式

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成23年3月25日までを予定している。

(4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで使用できる I C カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の I C カードのみである。
- ② 当初より、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

- ・ 受付窓口：国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課 契約係
〒507－0023 岐阜県多治見市小田町 4－8－6
T E L 0572-25-8021 F A X 0572-25-7997
まで持参により提出すること。

- ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 電子データ 1 式
- ・ その他調査職員が必要と認めたもの 1 式

（６）その他

本業務の契約書は土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）とし、特記仕様書（案）は別添のとおりである。

２．企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は別表①の日を予定する。

（１）基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第165号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書等の提出期限の日から見積合せの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ａ）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定されるためには、企画提案書の提出者を選定する時までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 設計共同体

1) ①から⑤に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年4月1日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成22年度庄内川水系土砂移動実態検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

(2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①再委託の内容が、主たる部分の場合。

②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：砂防の事業再評価資料の作成に関する業務

類似業務：砂防基本計画の策定に関する業務

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 砂防分野の論文により学位を取得した農学博士等
- ・ 砂防分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 砂防分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 砂防分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は砂防分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 砂防分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、砂防分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、砂防分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績を同種又は類似業務として認める。

同種業務：砂防の事業再評価資料の作成に関する業務

類似業務：砂防基本計画の策定に関する業務

(6) 手持ち業務量に関する要件

- 1) 本業務の公告日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満又は手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の公告日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満又は手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術

者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去5年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 企画提案書に関する要件

参加表明書は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①庄内川水系における事業効果の課題について
- ②客観性の高い砂防事業計画の立案について

3. 担当部局

〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4-8-6

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課

T E L 0572-25-8021 F A X 0572-25-7997

メールアドレス：keitajim@cbr.mlit.go.jp

4. 参加表明書及び企画提案書の提出期間、提出先及び方法

参加希望者は、電子入札システムにより参加表明書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）により、3.まで提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。

- ・提出期間：別表②の期間とする。
- ・提出方法

参加表明書等は電子入札システムにより提出すること。ただし、参加表明書及び企画提案書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システム

により参加表明書として送信すること。

- (ア) 郵送又は電送する旨の表示
- (イ) 郵送又は電送する書類の目録
- (ウ) 郵送又は電送する書類のページ数
- (エ) 発送年月日

・ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成するとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。
参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

5. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判。）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

- 1) 質問の受付先 : 3. と同じ。
- 2) 質問の受付期間：別表③の通り。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
10時00分から16時00分まで

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

- 1) 閲覧場所：3. と同じ。
- 2) 閲覧期間：回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

6. 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長から選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非選定通知書）をもって、通知す

る。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

- 1) 受付場所：3. と同じ
- 2) 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

7. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得た者を対象に実施するものとする。

- (1) 実施場所：中部地方整備局 多治見砂防国道事務所
- (2) 実施日時：別表④の通り。
- (3) ヒアリングの日は協議の上、決定する。
- (4) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5) ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

8. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。

(2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

1) 企画提案書の非特定事項

- ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・ 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・ 原則として、企画提案の評価において満点の60%に満たない評価値の場合。

2) ヒアリングの非特定事項

- ・ 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない

- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
	企業信頼度(指名停止等)		企画提案書提出日が②の期間内である場合、評価点を減じる。 なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間処理後 6 ヶ月 イ) 文書注意後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月	① 0 ②－10
基本事項 (技術者)	業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
	技術者信頼度（優良表彰）	平成18年度以降の優良表彰の有無	平成 1 8 年以降の優良表彰の受賞の有無について評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。	① 5 ② 0
	地域精通度	過去10年間の多治見砂防国	提出された実績について、業務対象地域を勘案し 3 段階で評価する。	① 5 ② 3

		道事務所周辺 での業務実績 の有無	なお、発注機関は問わない。	③ 0
企画提案 書	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む） について、業務の内容、目的を理解し、業 務成果の品質向上に資する提案や業務実施 方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上で 適切な体制が確保されている場合や業務経 験者や専門技術者を配置している場合に優 位に評価する。	5
	特定テーマ① 庄内川水系における事業 効果の課題について		特定テーマについて、業務の課題・留意 点等を十分に理解しており、提案内容が的 確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の 場合に優位に評価する。	25
	特定テーマ② 客観性の高い砂防事業計 画の立案について		特定テーマについて、業務の課題・留意 点等を十分に理解しており、提案内容が的 確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の 場合に優位に評価する。	25
ヒアリン グ	業務実績及び専門技術力		業務を実施するために必要となる専門技 術力及び業務に関連する専門技術の知識が 確認できる場合に優位に評価する。	10
	取り組み姿勢及び技術対 話力		本業務の目的、内容を十分理解し、取り 組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解 度が確認できる場合に優位に評価する。	10
参考見積	業務コストの妥当性		揭示した業務規模と大きくかけ離れてい るか、または見積もりが不適切な場合は特 定しない。	－

9. 特定に関する事項

- (1) 企画提案書が特定された者に対しては、特定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

(2) 通知日については、別表⑤の通り予定している。

10. 非特定理由に関する事項

(1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長から特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非特定通知書）をもって通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

受付場所：3. の提出先と同じ。

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分～16時00分まで。

11. 契約書作成の要否等

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）により契約書を作成するものとする。

12. 支払条件

前払金 無 部分払 無

13. 再苦情申立て

(1) 分任支出負担行為担当官からの非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

- ・ 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
- ・ 電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
- ・ 時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

14. 関連情報を入手するための照会窓口

3. と同じ

15. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添（様式－１～５）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(2) 参加表明書の記載上の留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、3件までとする。 ・ 記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・ <u>業務成績が有る場合は、必ず記載すること。</u>なお、国土交通省発注業務で業務成績通知を受理していない場合は、発注者へ確認すること。但し、請負金額が少額で成績評定を受けていないものは除く。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 公告日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 また、全ての手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 過去10年間の多治見砂防国道事務所周辺での業務実績について、1件記載する。なお、業務実績は、発注機関を問わない。 ・ 記載様式は様式－3とする。 なお、砂防分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出す

	る場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。 ・優良表彰については、個人対象以外の場合は、その業務に携わった証明が出来る資料を添付すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件までとする。 ・記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・なお、受発注者の立場で行った業務実績の場合は、その内容を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 ・レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1枚に記述した資料及び経歴書とすること。 ・なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。 ・<u>業務成績が有る場合は、必ず記載すること。</u>なお、国土交通省発注業務で業務成績通知を受理していない場合は、発注者へ確認すること。但し、請負金額が少額で成績評定を受けていないものは除く。
業務実施体制	・1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。 ③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。 ④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考

	欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－５とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。
--	--

①業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の他に特記仕様書等で当該業務の内容が証明できる書類の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書の他に特記仕様書等で当該業務の内容が証明できる書類及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

また、配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

上記必要資料の添付が無いものについては、実績等の証明が無いものと見なし、競争参加資格を与えないので注意すること。

16. 企画提案書の作成及び留意事項

企画提案書は、別添（様式－６～９）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
------	------------

実施方針	・ 本業務の実施方針について記載する。 ・ 記載様式は様式－ 7 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制について記載する。 ・ 記載様式は様式－ 8 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
特定テーマ	特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。 ・ 記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない ・ 記載様式は様式－ 9 とし、1 テーマにつきA 4 判 1 枚以内に記載する。
参考見積	・ 本業務に係る参考見積を提出すること。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・ 記載様式は特に定めないが、A 4 判 1 枚に記載する。

②既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資 料 名：平成14年度庄内川砂防計画策定業務委託 報告書
平成15年度庄内川砂防計画策定業務委託 報告書
平成16年度庄内川砂防計画策定業務委託 報告書
平成17年度庄内川砂防効果検討委託 報告書
平成18年度庄内川砂防効果検討委託 報告書
平成18年度庄内川水系砂防基本計画策定業務 報告書
平成21年度木曽川水系土砂移動実態検討業務 報告書
・ その他、受注者が必要とし、発注者が認めたもの。
- 2) 閲覧場所：国土交通省 多治見砂防国道事務所 会議室
- 3) 閲覧期間：企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日、9時00分から17時00分まで
（事前に 5. の担当部局に連絡すること。）

③業務量の目安

本業務の参考業務規模は、2 9 百万円程度（建設コンサルタントに委託する場合）を想定している。なお、本業務の技術経費率は、3 0 %とする。

17. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2)書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3)参加表明書提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は別表⑥の日を予定している。
- (4)本説明書の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5)本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- なお、「資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次に掲げる者をいう。
- ・建設業者の（若しくは建設業者が自社の）発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ・建設業者（若しくは自社）の代表権を有する役員が自社（若しくは建設業者）の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (6)提出期限までに参加表明書を提出しない者および企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (7)参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8)参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (9)提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (10)特定されなかった場合、電子入札システムにより企画提案書を提出した場合には電子入札システムから企画提案書を削除することとし、持参等にて企画提案書を提出した場合には企画提案書を返却する。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (11)参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (12)電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時0

0分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

(13) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課 電話0572-25-8021 へ連絡すること。

(15) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

別表

①	選定通知の日	平成22年 4月28日
②	参加表明書等の提出期間	平成22年 4月 2日から 平成22年 4月21日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年 4月 2日から 平成22年 4月13日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの実施日	平成22年5月18日 ～ 平成22年5月21日 の間のいずれか1日
⑤	特定通知の日	平成22年5月26日
⑥	見積合せの日時及び場所	平成22年 6月 7日 10時00分 多治見砂防国道事務所入札室